

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組織	職員		組織	職員
	[略]			[略]	
知事 の 先 機 務 部 局	[略]		知事 の 先 機 務 部 局	[略]	
	[略]			[略]	
	先端科学技術研究センター	[略]		先端科学技術研究センター	[略]
	食肉衛生検査所	[略]		平泉世界遺産ガイダンスセンター	所長 副所長
	[略]			食肉衛生検査所	[略]
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。